

令和6年度 上野原市立上野原中学校 部活動活動方針

1. 部活動の目的

- 生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する。
- 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする機会とする。
- 勝利至上主義に傾倒することなく、生徒の健康と健全育成をねらった活動を展開する。

2. 運営方針

(1) 部活動の方針の策定等

- 校長は、学校教育目標の実現に向けて上野原市教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「上野原市立上野原中学校部活動活動方針」を策定し、公表する。
- 部顧問は、「上野原市立上野原中学校部活動活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、原則として部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

(3) 安心安全な部活動への配慮

- 顧問は、活動中の生徒の健康観察を十分に行い、無理な活動を避ける。
- 気象状況や災害発生に伴う危険を回避できるよう、別に定める「上野原中防災計画」や「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」に則った対応をとる。
- 事故が発生した場合には、保護者や管理職と連携した迅速かつ丁寧な対応をとる。

3. 設置部

○常設部

- ・野球 ・男子ソフトテニス ・女子ソフトテニス ・男子バスケットボール
- ・女子バレーボール ・サッカー ・吹奏楽 ・美術

○季節部

- ・空手 ・柔道 ・陸上（駅伝） ・（新体操）

4. 適切な休養日と活動時間

(1) 休養日

- ①学期中は、週あたり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（教育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ②長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 留意点

- ①「きずなの日」は休養日とし、教員と生徒がふれあう時間を創出する。
- ②定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

5. 参加する大会や練習試合、発表会等の見直し

- 校長及び部顧問は、生徒の教育的意義、生徒や部顧問、保護者の負担等が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 今後は部活動の地域移行が進んでいくことを鑑み、大会主催者が認める場合はクラブチームとして大会に参加することを推奨する。

6. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。その際、新たに部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。
- 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。但し、教職員定数減少の場合はその限りではない。
- 廃部等については、上記の条件を考慮し、その都度検討する。